

県域全体の持続的な発展のための超過課税の活用を求める意見書

神奈川県においては、昭和50年以降の法人県民税などについて、災害に強い県土づくりの推進などを目的に、財政上必要があるものとして、国の定める標準税率を超えた税率の設定、いわゆる超過課税を行ってきた。

今年、5年に一度の超過課税の見直しの年であり、県は厳しい財政状況にあっても、取り組むべき喫緊の行政課題に着実に、かつスピーディーに対応するものとして、超過課税を延長することとし、新たな活用目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策と、災害に強い県土づくりの推進に係る市街地整備が掲げられた。

県の役割は、広域自治体として、県域全体の持続的な発展に向けた広域事務を行うことや基礎自治体を補完することであり、基礎自治体としての指定都市の役割は、住民への身近な行政サービスを提供することのみならず、再開発等の都市づくりによる地域経済の活性化など、人口集中や産業集積による都市的課題への対応である。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響下で、将来を見据えた力強い都市づくりの推進に向けて、投資による着実な都市形成の推進を図り、それによる新たな雇用の創出等持続可能な県域の発展を目指している。

しかしながら、少子高齢化や人口減少等により、自治体の歳入の増加が見込めない中、本市の事業を継続的に行うためには、県からの更なる支援が必須であるが、川崎市民も県民として公平に税を負担しているにも関わらず、指定都市を対象としていない補助金があるなど、他の市町村との間に不均衡が生じているため、県は、その解消を図らなければならない。

また、県が掲げた新たな活用目的についても、事業の対象や制度の概要が、県内市町村に対し、いまだに示されていない状況である。

よって県におかれては、県域全体の持続的な発展に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 超過課税を活用した補助金の配分については、指定都市とその他の市町村の区別をせず、県域全体の持続的な発展に資する効果的なものとするとともに、租税負担の公平性を損なわないものとする。また、その決定に係る合理的な理由を示すこと。
 - 2 超過課税の延長に当たり新たに加えた活用目的に係る事業の対象や制度の概要について早急に示すとともに、その内容については市町村と十分に協議・調整を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

不妊治療への保険適用の拡大及び助成制度の拡充を求める意見書

日本産科婦人科学会の調査結果によると、平成30年の体外受精の総治療件数は45万4,893件、体外受精で生まれた子どもは5万6,979人と過去最高を更新しており、総出生数から計算すると同年においては16人に1人が体外受精で生まれたこととなる。

国においては平成16年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額の上乗せや所得制限の緩和など段階的に拡充が図られているが、対象年齢や治療回数に一定の制限があるほか、保険適用の範囲は不妊の原因調査など一部に限られており、さらには、保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たりの費用が高額な上に複数回行われる例が多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担となっている。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を本年10月から開始しているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、保険適用の対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精、顕微授精及び男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、所得制限の撤廃や対象年齢、治療回数の制限緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

インターネット上の誹謗中傷の抑止に係る法整備を求める意見書

インターネットの普及やSNSの発達等により、人々は簡易にコミュニケーションをとることができるようになったが、一方で、匿名であることを利用した誹謗中傷が後を絶たず、本市においても、本邦外出身者等を対象としたインターネット表現活動において看過できない人権侵害が発生するなど、深刻な社会問題となっている。

国においては、他人の権利を侵害する情報流通への対策として、平成13年に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を定め、被害者による加害者の発信者情報の開示請求に係る制度を整備し、インターネット上における様々な権利侵害についても対応してきた。

しかしながら、現在の制度では、開示された発信者情報だけでは発信者を特定できない場面の増加や発信者を特定するための裁判手続の負担等が課題となっており、国では、発信者情報開示の在り方に関する研究会を開催し、課題解決に向けた検討を行っているが、被害の発生状況を鑑みると、早急な対応が求められている。

本市においては、本年10月、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく川崎市差別防止対策等審査会からの答申により、特定のインターネット表現活動について、SNS事業者に対しコンテンツの削除申請などの対応を取っているが、地方公共団体からの申請に係る制度が整備されておらず事業者側が削除に応じない事態が懸念されている。

よって、国におかれては、インターネット上の誹謗中傷を抑止し、迅速かつ円滑な被害者救済を実現するため、開示対象となる発信者情報の追加や、被害者の負担軽減につながる裁判手続の簡略化を図るとともに、地方公共団体からの要請による投稿の削除に係るSNS事業者の責任を免除するための法整備を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

意見書案第18号

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年12月8日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

平均初婚年齢が30歳前後の現代において、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増加する中、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益や混乱が生じる例は多く、その弊害を避けるため、婚姻を諦める人や事実婚を選択する人が一定数存在している。

夫婦が希望する場合はそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度について、インターネットを活用して本年10月に実施された60歳未満の成人男女への民間調査結果によると、同制度の導入に理解を示したとする回答の割合は70.6%となっており、自分も他の夫婦も同姓であるべきと回答した14.4%を大きく上回っていることに加え、同年8月に国が実施した第5次男女共同参画基本計画の策定に向けた意見募集においては、同制度の導入を求める意見が多数寄せられる一方、反対意見はなかったことが公表されている。

また、地方議会からの国に対する同制度の導入や審議を求める意見書が近年増加しており、本年10月26日の臨時国会開会時点における衆議院での受理件数が直近5年間で101件にも上っていることから、夫婦別姓を選択する自由を求める声が全国的に広がっていることは明らかである。

よって、国におかれては、家族の在り方が多様化する昨今、婚姻前の姓を選択できないことが婚姻後の支障になっている現状を一刻も早く解消するため、選択的夫婦別姓制度を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣

男女共同参画担当大臣

意見書案第19号

核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年12月8日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書

広島と長崎に米国の原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、国際連合本部の会議で核兵器禁止条約が採択され、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国際法及び国際人道法に反するものであると明言されたことにより、歴史上初めて条約において核兵器が違法なものであることが明文化された。

核兵器禁止条約は、開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、使用及び威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しており、また、核保有国の条約への署名を促すなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示すとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されていることから、被爆者、核実験被害者及び日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な内容となっている。

平成29年9月に核兵器禁止条約の署名が各国で開始されて以降、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸島諸国など84か国が署名し、また、本年10月24日にホンジュラス共和国が批准したことにより、本条約の発効要件である50か国の批准を満たしたため、同日から90日後の来年1月22日に発効が決定している。

日本においても、核兵器禁止条約への署名等を求める意見書を採択した自治体は500に迫ろうとしていることに加え、本年6月に実施された世論調査によると、約7割の国民が本条約の締結に肯定的な回答であったことから、多くの国民が署名等の具体的取組を求めていることは明らかである。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約への署名等の具体的取組を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

意見書案第20号

75歳以上の後期高齢者医療費2割負担の導入中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年12月8日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

75歳以上の後期高齢者医療費2割負担の導入中止を求める意見書

昨年12月、全世代型社会保障検討会議の発表した中間報告において、原則1割負担となっている後期高齢者の医療費窓口負担割合を一定所得以上の者は2割負担とする案が示され、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和4年度からの実施を目指し、同会議及び社会保障審議会医療保険部会において検討が進められている。

厚生労働省は本年11月、現役並み所得世帯及び住民税非課税世帯を除く後期高齢者全体の52%に当たる約945万人の医療費窓口負担割合を2割負担とした場合、1人当たり年平均3万4,000円の負担増となる推計を発表したが、公的年金が物価上昇等の影響により実質的に目減りし、収入が増える見込みもない状況下におかれている後期高齢者にとって非常に大きな影響があり、75歳以上の高齢者が心配することなく医療を受けられる仕組みとして原則1割負担を軸に施行された後期高齢者医療制度の大原則を覆すものである。

また、後期高齢者の年収に対する窓口負担割合は、40代から50代の2倍から6倍近いとの推計もあることから、年齢を重ねるにつれ複数の診療科や医療機関を受診することとなり、受診回数も増加する後期高齢者に更なる負担を強いることは、必要な医療を受けることを妨げかねない。

新型コロナウイルス感染症の拡大への懸念から、医療機関への受診を控える動きが加速する中、病気や怪我のリスクが高い後期高齢者が、経済的な理由で受診を控えることにより病状が悪化しかねないことに加え、受診を控えて治療が遅れたことにより重症化した場合には医療費が増加してしまうなど、社会保障費の抑制という観点からも逆効果となるおそれもあるため、本制度の実施は避けるべきである。

よって、国におかれては、後期高齢者医療費の窓口負担割合を2割負担とする制度の導入を中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

全世代型社会保障改革担当大臣

意見書案第 2 1 号

日本学術会議会員候補者 6 名の速やかな任命を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 1 2 月 8 日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める意見書

内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した105名の当該会議の会員候補者のうち、6名を任命から除外したが、この任命拒否について、具体的な理由は示されていない。

日本学術会議は、日本学術会議法第2条において、わが国の科学者の内外に対する代表機関であると定められており、同法の前文に、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とするとされ、同法第3条にはその職務の独立性が規定されているとともに、会員の選出方法についても、当初は、全国の科学者による公選制によるものとされており、政府の関与は認められていなかった。

日本学術会議が、内閣総理大臣が所轄する政府の諮問機関とされながら、政府からの独立性が認められていたのは、前身である学術研究会議が、独立性を剥奪され、政府の御用機関とされたことへの反省や、学問の神髄である真理の探究には自律性と批判的精神が不可欠だからである。

また、昭和58年の法改正により、会員選出方法が公選制から推薦された候補者を内閣総理大臣が任命するという方法に変更されたが、同年5月12日の参議院文教委員会において、当時の内閣総理大臣は、政府が行うのは形式的任命に過ぎず、実態は各学会や学術集団が推薦権を握っており、政府の行為は形式的行為と考えれば、学問の自由独立はあくまで保障されると考えていると答弁したにもかかわらず、今回の任命拒否について政府は、会議の推薦に内閣総理大臣が従わないことは可能とした上で、任命制になったときからこの考え方が前提であって、法の解釈変更を行ったものではないとしており、このことが、当時の法改正の趣旨に反していることは明らかである。

任命を拒否された候補者の中には、安保法制や共謀罪創設などに反対を表明してきた者も含まれており、政府の政策を批判したことを理由に任命を拒否されたのではないかの懸念が示されているところである。

今般の任命拒否は、日本学術会議法に違反するのみならず、憲法第23条で保障された、学問の自由を侵害するものとして違憲であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、速やかに日本学術会議の会員任命拒否を撤回し、同会議の推薦どおりに任命するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣